

第6章 ケーススタディ

1 校内生徒指導体制の見直し

1 概要

以下は、〇〇高校のA男に対する生徒指導の対応記録である。

- 10月21日（月） 部活動終了後、高校1年の男子生徒Aは友人と2人で、部活動顧問のD教諭に「男子生徒Bから、SNSに書き込みしたことの慰謝料として金銭を要求された。以前、一度だけ2,000円を渡したことがある。今日、いじめに関するアンケート（各学期1回実施）にも、そのことを書いた。」と相談した。Aの担任である1学年主任のE教諭は、すでに退勤していた。
- 22日（火） D教諭は、朝、E教諭に報告。E教諭はその後出張のため対応できなかった。
- 23日（水） E教諭は、各担任にAの訴えを伝達。放課後、E教諭は、Aから事情を聴く。Aは「SNSにBに関する書き込みをしたのは事実である。内容は、中学生の時のBからの無視や暴力を伴ういじめがあったこと。以前、Bに渡した2,000円は自分に非があると考えているから、しかたがないかも。」と話す。E教諭は、「しばらく様子を見よう。こういうことが繰り返されるようであれば、また相談して欲しい。」とAに伝えた。Aから話を聞いたE教諭は、今後Bからも話を聞こうと考えていることを、25日まで県外へ出張中のいじめ対策推進教員のF教諭に電話で報告した。
- 24日（木） Bが欠席したため、状況を確認することができなかった。
- 25日（金） E教諭と、Bの担任のG教諭は出張のため、Bから事情を聴くことができなかった。休み時間、Bは再度Aに金銭要求する。昼休み、Bの仲間の男子生徒Cは、Aに対し「Bに金が払えなければ、ゲームソフトを万引きして来い。」と言う。Aは、放課後、カウンセラーに金銭を要求されていることなどについて相談する。E教諭は遠方への出張のため、その日は直帰した。カウンセラーは、面談記録をH教頭の机の上に置いて帰った。
- 26日（土） Aは父親に金銭要求のことを打ち明ける。父親は心配したが、Aは「学校の先生やカウンセラーに相談しているから大丈夫。」と話した。
- 27日（日） Aは、家族に「遊びに行く。」と伝え外出し、帰宅しなかった。家族が、Aのカバンの中から落書きされた教科書やノートを発見した。
- 28日（月） 心配したAの家族から、警察署に行方不明届を提出したとの連絡を受けたE教諭らがBと面談、金銭要求の事実を認めたことから、学校は県教育委員会に電話で事故の概要を報告した。

2 グループワーク

(1) 活動の流れ

	活動の内容	留意点
導入	○アイスブレイキング ○本研修の活動の流れの説明	
展開	○資料（本事案の生徒指導の対応記録）を提示 指示1：学校（教職員）として、どのような対応をとるべきだったか、付箋紙に書き出し、グループの考えをまとめてください。 ・教職員の立場や時系列等で組織的対応をグループごとに、用紙にまとめる。 指示2：再発防止のために、学校は組織として何をすべきか、グループの考えをまとめてください。 ・グループごとに予防策を発表する。	・事案の人物関係を把握する。 ・予防策について協議する時間を十分に確保する。 【ポイント】 組織的な対応のあり方について共通理解を図る。 ①情報共有 ②迅速な初期対応 （アンケートへの対応） ③保護者との連携 ④関係機関との連携
終末	○活動の振り返り ・振り返り用紙にまとめる。 ○管理職からの指導	

(2) 事前準備

- ①資料、振り返りシート、付箋紙等
- ②グループワークのメンバー（司会者、記録者、発表者等）の決定

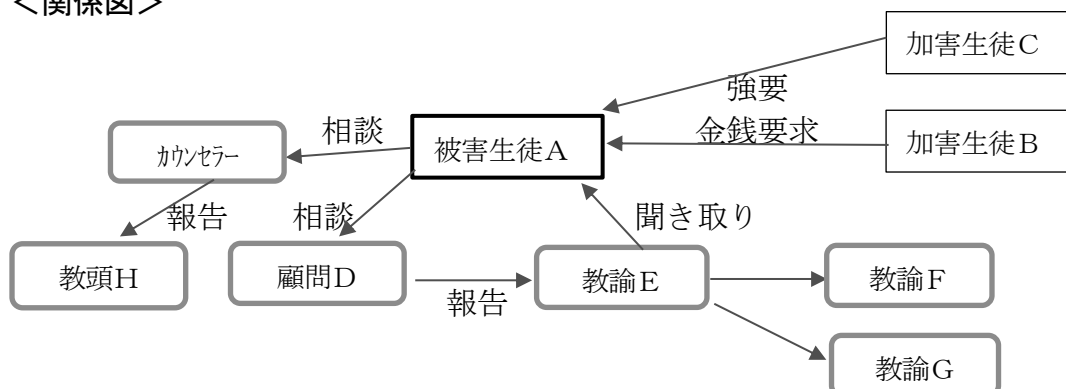
3 解説

○生徒指導の対応記録から分かる情報

A：被害訴え、高校1年男子生徒
C：Bの仲間の男子生徒
E：Aの担任教諭（1学年主任）
G：Bの担任教諭

B：加害疑い生徒、男子生徒、学年不明
D：Aの部活動顧問教諭
F：いじめ対策推進教員
H：教頭

<関係図>



日時	A	B	C	D顧問	E教諭	F教諭	G教諭	H教頭	カウンセラー	保護者
10/21	相談			→	退勤					
10/22				報告	→ 出張					
10/23					聴取・報告	→ 出張				
10/24		欠席				出張				
10/25	←	加害	加害		出張	出張	出張		← A 面談	
10/26	報告									→
10/27	家出									落書発見
10/28		←			←					警察へ

○本事案を通して、自校の生徒指導体制を振り返る視点として以下のポイントを、話し合いを進める一つの材料とする。

組織的な対応について

- ・抱え込みを防ぐための情報伝達や情報共有のあり方
- ・学校いじめ対策組織のあり方
- ・被害生徒（いじめを訴えた生徒）を守り抜く組織体制づくり
- ・最悪の事態を想定したうえでの指導方針や対応策

保護者との連携について

- ・客観的な事実（記録）をもとに対応する（5W1H：「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように」など、事実に基づくこと）
- ・誠意をもって対応する（予断や思い込みで対応せず、事実に基づき丁寧に説明する）
- ・初期対応における留意点（傾聴、主訴の把握、記録、複数による面談）

いじめに関するアンケートについて

- ・アンケートの実施方法（記名または無記名の形式、ホームルームまたは自宅で回答等）
- ・実施（回収）当日のアンケートを複数の教職員でのダブルチェックと情報共有のあり方
- ・訴えや悩みは、いじめ対策推進教員へ報告
- ・管理職といじめ対策推進教員による第1次判断（対応の指示）
- ・アンケートに記載された生徒の訴えや悩み等に関する相談体制のあり方
- ・アンケートの保管（対応メモ等も含む文書の5年保存）について

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携について

- ・SCやSSWとの顔が見える関係づくり
- ・生徒や保護者との面談内容（記録）の確認
- ・事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応のあり方
- ・事案発生後の改善・回復、再発防止まで一貫した支援に重点をおいた体制づくり

法的根拠

- ・学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

(いじめ防止対策推進法 第23条)

- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において判断する。

(新潟県いじめ防止基本方針 第1 3)

- ・法第9条に示された保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。また、学校がいじめの疑いを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けたとする児童生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行ったとする児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

(新潟県いじめ防止基本方針 第1 4 (4))

- ・学校いじめ対策組織への報告と記録の保存

学校いじめ対策組織が情報の収集と記録、共有を行うことができるよう、各教職員はささいないじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、全て同組織に報告・相談する。当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごと等に記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、記録は5年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。

(新潟県いじめ防止基本方針 第3 2 (3))

- ・いじめの早期発見

定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の周知により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して児童生徒の見守りを継続する。

アンケート調査においては、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせて実施する。

(新潟県いじめ防止基本方針 第3 3 (2))

4 振り返り

勤務校の現状を振り返り、いじめの訴えに対する組織的な対応のあり方についてまとめる。

5 発表と記録の保存